# 「和牛」の表示 ]3

# ■食肉の畜種、品種、銘柄等の表示は任意。

和牛の場合は、その旨表示して販売することが大半であり、表示する場合は下記に従っておこなう。この場合正しく表示されてない時には、不当表示となる。

\*和牛以外の牛肉に、「わぎゅう」「WAGYU」「ワギュウ」等紛らわしい表示を行った場合も不当表示となる。

#### 和牛の表示

「和牛」の肉と表示できるのは、下記①~⑥までの品種である。

# ◎和牛表示内容

- \*①~④までは「和牛」の表示のみで良い。
  - ① 黒毛和種
- ② 褐毛和種
- ③ 日本短角種
- ④ 無角和種
- ⑤ ①~④の品種間の交配による交雑種
- ⑥ ⑤と①から⑤の交配による交雑種
- \*⑤、⑥については「和牛間交雑種」と表記するか、交配した品種名を表示する。

# 国産和牛もも

国産和牛(和牛間交雑種)もも

国産和牛(黒毛×褐毛)もも

## ■「和牛等特色のある食肉の表示に関するガイドライン」

農水省の「和牛など特色のある食肉の表示に関するガイドライン」では、「和牛」と表示できる 牛肉は、上記①から⑥の品種を下記の書類により証明出来て、かつ、牛トレーサビリティー制度によ り品種や日本国内で出生したこと、国内で飼養された牛であることが確認できる牛の肉とされている。

#### 〈和牛を「登録制度等により証明」できる書類等〉

	書類	発行者		
	ア. 子牛登記証明書 イ. 登録証明書 ウ. 血統を証明する書類	<ul><li>(社)全国和牛登録協会、(社)日本あか牛登録協会</li><li>(社)日本短角種登録協会等</li><li>(以下「家畜登録機関」という。)</li></ul>		
	エ. 授精証明書 オ. 種付証明書 カ. 体内・体外受精卵 移植証明書	家畜改良増殖法に基づき獣医師、家畜人工授精師等又は種畜の飼養者が付する書類で、和牛または和牛間交雑種であることを証明できるもの。ただし、当該牛の両親が、上記登録機関で発行された書類(ア、イ、ウ)を有していることが確認できること。		

- \*と畜場(食肉市場、産地食肉センター)での和牛の品種確認 出荷者が提出する、和牛を証明する書類により確認し、和牛として取引される。
- \*海外で「WAGYU」「神戸牛」との表示で流通している牛肉があるが、これを輸入しても上記 登録制度によって和牛と確認できないので和牛と表示して流通しない。(ガイドライン)



- ▶食肉公正競争規約第4条(4) ▶ (P78)、第10条(4) ▶ (P84) / 同施行規則第10条第2項、第3項 ▶ (P79)、第21条第2項、第3項 ▶ (P85)
- ▶和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン (P122)

\*品種組み合わせを表示する場合、 略称で表記しても良い。

品種名	略称	品種名	略称
黒毛和種	黒・黒毛	日本短角種	短・短角
褐毛和種	褐・褐毛	無角和種	無・無角

\*黒毛和種以外の牛肉に「黒牛」「黒」の文字を使用して表示すると、黒毛和種の牛肉と優良誤認をさせる恐れがあるので、必ず品種名・品種組合せを併記する。

〈「黒牛」「黒」を使用した表示は品種の組み合わせを表示〉

# 黒毛牛肉(アンガス種)

黒毛〇〇牛(黒毛和種×ホルスタイン種)

黒() 牛肉(交雑種)

黒○○牛(黒毛和種×ホルスタイン種)

### ■その他牛の品種・畜種を表示する場合

- ○生産者は、下記11の畜種(品種)区分で、申告している。(牛肉トレーサビリティ法)
- ○和牛以外の品種・畜種等を表示したい場合は、伝達された個体識別番号を入力することにより「家畜改良センター」のデータをインターネットで検索して行う。

〈牛トレーサビリティー法の種別と表示の関係一覧表〉

牛トレーサビリティー法	食肉公正競争規約等による表示					
の種別区分	原産地 (義務表示)	畜種等 の表示	表示例			
①黒毛和種	国産は 「国産」「県名」 「市町村名」 何れか	(任意) 表示義務 なし	国産牛	国産和牛	国産黒毛和牛	
②褐毛和種				国産和牛	国産褐毛和牛	
③日本短角種				国産和牛	国産短角和牛	
④無角和種				国産和牛	国産無角和牛	
⑤上記①と②の交雑種				国産和牛(黒毛×褐毛)		
⑥和牛間交雑種				国産和牛(和牛間交雑種)		
⑦肉専用種(①~⑥以外)	⑦~⑪のうち 外国産牛肉は 原産国名を 表示	(任意) 表示義務 なし	国産牛	米国産牛	オーストラリア産牛	
⑧ホルスタイン種				国産乳用種牛	国産交雑種牛	
⑨ジャージー種			など、国産であるか、外国産(国名を表示)			
⑩乳用種			であるかを表示し、乳用種、交雑種等の表			
⑪交雑種			示は任意で行う。			

#### ■和牛とホルスタインから生まれた交雑種

\*上記⑪交雑種のうち、ホルスタイン等の乳用種に黒毛和種等和牛の種を交配したものは下記のように表示することが出来る。

〈交雑種のうち、乳用種に和牛を交配したものの表示〉

国産牛肉・交配種 和牛×乳用種 国産牛肉 黒毛和種×乳用種 国産牛肉 和牛・乳牛交配種